

令和6年度 第1回 東御市環境審議会 次第

日時 令和6年12月4日（水）

午後2時00分～

会場 庁舎2階 全員協議会室

1 開 会

2 自己紹介

3 環境審議会について

4 役員選出

5 説明事項

(1) 生活環境課の各計画について

6 諮 問

(1) 第3次東御市合理化事業計画について

7 審議事項

(1) 第3次東御市合理化事業計画（素案）について

8 その他

9 閉 会

東御市環境審議委員 (R6. 11. 2～R8. 11. 1)

(順不同・敬称略)

	役職	氏 名	所属団体及び役職	備 考
1		宮原 則子	東御市環境市民会議 会長	
2		新田 詔三	東御市環境市民会議 副会長	
3		船田 寿夫	東御市農業委員会 会長職務代理	
4		白石 一雄	東御市区長会 副区長会長	
5		佐藤 芳明	東御市工業振興会 副理事長	
6		成山 喜枝	東御市商工会 副会長	
7		大塚 和信	上小漁業協同組合 理事	
8		関 幸枝	東御市女性団体連絡協議会 代議委員	
9		小林 正樹	信州うえだ農業協同組合 東部地区事業部次長	
10		比田井 忠明	佐久浅間農業協同組合 北御牧支所長	
11		出浦 一	信州上小森林組合 川東支所長	
12		木村 啓二	東御市建設業協会 会長	
13		関 昌子	東御市都市計画審議会 委員	
14		小川 幸一郎	東御市景観を考える会 監事	

事務局

職 名	氏 名	備 考
生活環境課長	中村 昌彦	
生活安全係長	渡邊 亮太	
生活安全係主幹	柳澤 亮	

○東御市環境をよくする条例 抜粋

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 125 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、自然環境及び生活環境をよくするため必要な事項を定め、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じなければならない。

- (1) 総合的な土地利用に関すること。
- (2) 汚水等の規制に関すること。
- (3) 環境保全の改善に関すること。
- (4) 環境保全のための知識の普及及び思想の高揚に関すること。
- (5) 苦情及び紛争の処理に関すること。
- (6) 環境汚染についての監視、測定及び検査に関すること。
- (7) 環境汚染を防止するための技術指導、助言及び資金のあっせんに関すること。
- (8) 善良の風俗の保持に関すること。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、市が実施する環境保全及び善良の風俗の保持に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動をするに当たって環境保全及び善良の風俗の保持のため適切な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、市が行う環境保全に関する施策に積極的に協力するとともに、環境保全に自ら努めなければならない。

第 2 章 規制

第 1 節 通則

(規制基準及び開発基準)

第 7 条 市長は、規制基準及び開発基準を規則で定めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 45 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定による審議会その他の合議制の機関として、東御市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び任期)

第46条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第47条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

(1) 第4条各号に規定する施策の策定に関すること。

(2) 第7条に規定する基準に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項に関すること。

(会長及び副会長)

第48条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第49条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第50条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(専門委員)

第51条 審議会は、専門事項を調査検討するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員から審議会が選任する。

3 専門委員は、審議会において専門的立場から必要に応じ、意見を述べるができる。

生活環境課 生活安全係

ゼロカーボン推進係

クリーンリサイクル係

〒389-0592 長野県東御市 281-2

TEL : 0268-64-5896 FAX : 0268-63-6908

eメール : seikan@city.tomi.nagano.jp